高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 28 年 6 月 21 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵④イの表中、「東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の豊前インターチェンジと椎田道路の椎田南インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから豊前インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）。」の項を削る。

１．［２］⑵⑳のうち、㈡ハ）のうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「平成28年６月１日」に改め、㈡の次に次のとおり加える。

㈣　企画割引「京都・若狭路・びわ湖ぐるっとドライブパス2016」

イ）割引をする自動車

Ａ　ぐるっと乗り放題３日間プラン

ハ）に定める期間のうち連続する最大３日間に、ニ）Ａに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）又は区間内のインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び京都府道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込がなされている場合に限る。以下同じ。）。

ただし、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

Ｂ　ぐるっと乗り放題休日２日間プラン

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間（休日並びに平成28年９月23日及び11月４日に限る。）に、ニ）Ａに定める区間を通行又は区間内のインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

Ｃ　京都・福井限定乗り放題プラン

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間に、ニ）Ｂに定める区間を通行又は区間内のインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

Ｄ　京都・滋賀限定乗り放題プラン

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間に、ニ）Ｃに定める区間を通行又は区間内のインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行のうちニ）に定める区間の料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普　通　車
Ａぐるっと乗り放題３日間プラン	4,900円	5,900円
Ｂぐるっと乗り放題休日２日間プラン	3,800円	4,600円
Ｃ京都・福井限定乗り放題プラン	3,900円	4,800円
Ｄ京都・滋賀限定乗り放題プラン	3,900円	4,800円

ハ）実施する期間

平成28年７月１日から平成28年11月30日までとする。ただし、平成28年８月10日から平成28年８月16日までの間を除く。

ニ）適用区間

Ａ　ぐるっと乗り放題３日間プラン及びぐるっと乗り放題休日２日間プラン

中央自動車道西宮線の米原ジャンクションから久御山淀インターチェンジまで、北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで、近畿自動車道敦賀線の福知山インターチェンジから敦賀ジャンクションまでの区間並びに京滋バイパス及び京都縦貫自動車道並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路及び綾部宮津道路の全区間

Ｂ　京都・福井限定乗り放題プラン

中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから久御山淀インターチェンジまで、北陸自動車道の敦賀インターチェンジから敦賀ジャンクションまで、近畿自動車道敦賀線の福知山インターチェンジから敦賀ジャンクションまで、京滋バイパスの笠取インターチェンジから久御山淀インターチェンジまでの区間並びに京都縦貫自動車道並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路及び綾部宮津道路の全区間

Ｃ　京都・滋賀限定乗り放題プラン

中央自動車道西宮線の米原ジャンクションから久御山淀インターチェンジまで、北陸自動車道の木之本インターチェンジから米原ジャンクションまで、近畿自動車道敦賀線の福知山インターチェンジから舞鶴東インターチェンジまでの区間並びに京滋バイパス及び京都縦貫自動車道並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路及び綾部宮津道路の全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対して適用する。

㈤　企画割引「ぶらり中国ドライブパス2016」

イ）割引をする自動車

Ａ　ハ）Ａに定める期間のうち連続する最大２日間（休日並びに平成28年９月23日及び11月４日に限る。以下同じ。）又は３日間に、ニ）Ａａ、ｂ、ｃ若しくはｄに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂａに定める区間内のインターチェンジまで往復（ニ）Ａｃに定める区間内のインターチェンジとニ）Ｂａに定める区間内のインターチェンジを今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し通行する場合を含む。）しニ）Ｂａに定める区間を通行又はハ）Ａに定める期間のうち連続する最大２日間に、ニ）Ａｅに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｂに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｂに定める区間を通行、ニ）Ａｆに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｃに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｃに定める区間を通行、ニ）Ａｇに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｄに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｄに定める区間を通行又はニ）Ａｈに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｅに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｅに定める区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。以下同じ。）